

## 令和5年4月から最低制限価格の算出方法を変更します

令和5年4月1日以後に行う入札公告又は指名通知に係る入札から、最低制限価格の算出方法を次のとおり変更しますので、入札参加等に当たりご注意ください。

### <建設工事に係る最低制限価格の算出方法>

	変更後	変更前
算定式	次に掲げる額の合計額とする。 ① 直接工事費の97% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の90% ④ 一般管理費の68%	予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の価格の低い方から10分の6の者がした価格の平均額に10分の9を乗じて得た額とする。
範囲	ただし、上記の合計額が予定価格に10分の9.45を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.45を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8.95を乗じて得た額に満たない場合は、10分の8.95を乗じて得た額とする。	ただし、その額が建設工事にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

【算出例】 予定価格（税抜）：14,740,000円  
 (1) 直接工事費：10,930,000円  
 (2) 共通仮設費：1,290,000円  
 (3) 現場管理費：1,071,000円  
 (4) 一般管理費：1,449,000円

<手順①> (1)~(4)のそれぞれの項目に所定の割合を乗じて、合計額を求める。  
 (各項目で1円未満の端数が生じた場合は切捨て)

(1) 直接工事費：10,930,000円×97%=10,602,100.0円  
 (2) 共通仮設費：1,290,000円×90%=1,161,000.0円  
 (3) 現場管理費：1,071,000円×90%=963,900.0円  
 (4) 一般管理費：1,449,000円×68%=985,320.0円

合計 13,712,320円 (1円単位まで算出)

<手順②> 上限額を求める。(1円未満の端数が生じた場合は切捨て)

上限額：予定価格（税抜）の94.5%  
 14,740,000円×94.5%=13,929,300.0円

<手順③> 下限額を求める。(1円未満の端数が生じた場合は切捨て)

上限額：予定価格（税抜）の89.5%  
 14,740,000円×89.5%=13,192,300.0円

<手順④> (1)~(4)の合計額、上限額、下限額を比較し、最低制限価格を決める。

13,192,300円 < 13,712,320円 < 13,929,300円

最低制限価格（税抜） 13,712,320円

### <建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の算出方法>

次の表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに予定価格の算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額（各項目で1円未満の端数が生じた場合は切捨て）の合計額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は切捨て）を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は切捨て）に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とします。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

### <これまでの設定方法との比較>

	変更後	変更前
算定式	上記のとおり	予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の価格の低い方から10分の6の者がした価格の平均額に10分の9を乗じて得た額とする。
範囲	ただし、上記の合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。	ただし、その額が建設コンサルタント業務にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

### <共通事項>

建設工事及び建設コンサルタント業務とも経費体系の違う工事・業務をまとめて発注する場合の最低制限価格は、各々の工事・業務で算出した数値を合算したものとします。

中野市総務部企画財政課管財係  
 課長：阿藤博之 担当：金子顕智、徳竹真章  
 電話：0269-22-2111（内線220・222）